

第1回いじめ対策総点検学校訪問指導記録

記録：教務

- 1 日 時 令和7年10月22日（水）
2 場 所 県立吉川高等特別支援学校 校長室
3 指導者 生徒指導課 いじめ対策推進室 副参事 長津綾子 様
 義務教育課 特別支援教育推進室 指導主事 高橋 悟 様
4 参加者 校長、教頭、教務、生徒指導主事（いじめ対策推進教員兼務）
5 日 程 10:00～11:00 書類点検、指導
 11:00～11:40 校舎見学

6 指導内容

- （1）いじめの認知について
・いじめがあったとは断定できない場合も、「いじめはなかった」と断定できない場合は、「いじめの疑い」として認知する。
- （2）いじめの報告体制について
・いじめの訴えがあった場合は職員で抱え込まずに、すぐに管理職に報告することが大切。
・万一、管理職やいじめ対策推進教員が全員不在の場合は、電話で報告、指示を仰ぐ等の対応を確実に行う。
- （3）会議録について
・今年度、提出義務がなくなった様式1は、校内の記録として活用して良い。
・いじめと認知しなかった案件についても、会議、指導等の記録は残しておくようとする。
- （4）学校いじめ防止基本方針について
・生徒指導提要を参考にし、4つの視点がより分かりやすく示したり、そのときの学校の実態に応じた内容を入れたりするように、毎年見直していく。
- （5）生徒への指導について
・「自分を大切にすること」「周りを大切にすること」を伝えていくことが大切。
・SNSで困ったことがあったときの援助希求の仕方を教えることも大切。
- （6）いじめアンケート結果の回覧について
・アンケートに職員の氏名、言動等が記載されていた場合には、共有の仕方に配慮すること。